

## 薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(沖縄県薬事審議会設置条例の一部改正)

第1条 沖縄県薬事審議会設置条例(昭和47年沖縄県条例第78号)の一部を次のように改正する。

第1条中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

(沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 沖縄県の事務処理の特例に関する条例(平成12年沖縄県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条の表34の項中「薬事法(」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改め、同項(2)中「営業所管理者」を「医薬品営業所管理者」に改め、同項(4)から(7)までの規定中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同項(8)中「賃貸業者」を「貸与業者」に改め、同項(9)中「賃貸業者」を「貸与業者」に、「第3条第3号」を「第3条」に、「第10条第2号」を「第10条」に改め、同項(10)から(14)までの規定中「賃貸業者」を「貸与業者」に改め、同項(15)中「賃貸業者」を「貸与業者」に、「第3条第3号」を「第3条」に、「第10条第2号」を「第10条」に改め、同項(16)から(21)までの規定中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同項(22)中「営業所管理者」を「医薬品営業所管理者」に改める。

(沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例の一部改正)

第3条 沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例(平成19年沖縄県条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「すべて」を「全て」に、「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「及び医薬部外品」を「、医薬部外品及び再生医療等製品」に改める。

(沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

**第4条** 沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年沖縄県条例第84号)の一部を次のように改正する。

第18条第6号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第2条第16項」を「第2条第17項」に改める。

**附 則**

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

平成26年9月17日提出

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**理 由**

薬事法等の一部を改正する法律により薬事法等の一部が改正されることに伴い、関係条例の規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。